

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム かまくら愛の郷 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1472101920 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

** 目次 **

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 設備・居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5-10
6. 施設を退去していただく場合(契約の終了について)	10-11
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11-12
9. 事故発生時の対応	12-13
10. 非常災害時対策	13
11. 虐待防止の措置	13
重要事項説明書付属文書	14-17

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 湘南愛心会 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県鎌倉市上町屋 750 |
| (3) 電話番号 | 0467-42-1717 |
| (4) 代表者氏名 | 塩野 正喜 |
| (5) 設立年月 | 平成 15 年 5 月 1 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・神奈川県指定第 1472101920 号 |
| (2) 施設の目的 | 高齢者の健康と生活を守るために「医療と福祉の融合」と「地域との連携」を基本方針として、入所者や地域の方々が求める様々なサービスを総合的に提供する。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷 |
| (4) 施設の所在地 | 神奈川県鎌倉市岡本 1022-32 |
| (5) 電話番号 | 0467-41-1122 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 櫻井 健一 |
| (7) 当施設の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">① 一人ひとりの意思と個性を尊重した支援をする。② 「暮らしの場」を大切に考えた“寄り添う”介護に努める。③ 協力医療機関との密接な連携により健康保持に努める。④ 施設から情報を発信し、地域との繋がりを大切にする。⑤ 利用者様からの贈り物は一切受け取らない。⑥ 勤務者として個々に明確な目標を持ち、運営に参画する。 |
| (8) 開設年月 | 平成 20 年 5 月 1 日 |
| (9) 移転日 | 平成 27 年 9 月 13 日 |
| (10) 入居定員 | 110 名（平成 28 年 4 月 1 日） |

3 設備、居室の概要

(1) 居室等の概要

区分	数量・規模	備考
入居定員	110 名	長期入居者 (他にショート専用 20 名)
ユニット数	長期入居 11 ユニット ショート 2 ユニット	全てにダイニング・リビング・ キッチン・大型テレビ・ソファあり
居室	110 室 (全室個室) (11.9 m ²) 以上	洗面台・一部トイレ付き
浴室	7 ヶ所 (他にデイサービス用 一般浴大浴槽あり)	寝台浴 1 台 中間浴 2 台 機械個浴 3 台 一般個浴 1 台
トイレ	長期入居 各居室 16 室 2 室共有 25 室 ショート 各居室 16 室 共有 2 室	来客者・職員共用トイレ 各階エレベーターホールに設置
レクリエーション兼 機能訓練室	4 ヶ所	2F～5F エレベーターホール前
理美容コーナー	1 ヶ所 (2F)	理美容・歯科診療対応
医務室	1 ヶ所 (2F)	診療設備整備

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	従事するサービス種類・業務	常勤換算	指定基準
施設長 (管理者)	職員及び業務の管理者	1 名	1 名
医師 (嘱託医)	診察等	週 1 回	必要数
生活相談員	相談・サービス調整	1.5 名	1.5 名
介護職員	介護・日常生活支援	50 名以上	33 名
看護職員	健康管理・内服管理等	4 名上	3 名
機能訓練指導員	日常生活動作の訓練	1 名	1 名
介護支援専門員	サービス計画等	1.5 名	1.5 名
管理栄養士	栄養管理	1 名	1 名
事務担当職員	事務等	4 名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 37.5 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷37.5 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
医師	毎週火曜日 10：00～12：00
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～ 8：30 6 名 日中： 8：30～17：30 9 名 夜間： 16：30～ 9：00 6 名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：00 2 名以上
機能訓練指導員	日中： 8：30～17：00

☆祭日・日曜日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、居住費、食費を除きそれぞれ負担割合により、9割・8割・7割が介護保険から給付されます。

〈サービス概要〉

① 居室の提供 全室個室・洗面・トイレ・一部家具付き（ショート棟はテレビ完備）

② 食事

当施設では管理栄養士（栄養士）体制のもと他職種の職員が協同して個々のご契約者の心身状態・栄養状態、嗜好などを継続して把握しながら常に適切な栄養ケアマネジメントによる計画に基づいた献立によって食事が提供できるように努めます。できる限り「口から食べること」を維持し基本的な欲求である「食べる楽しみ」を続けることで要介護状態の安定や重度化の予防に寄与し、生涯にわたり尊厳のある生活を失わないよう支援していきます。ご契約者の自立支援のため離床の声かけや介助により各ユニット内ダイニングにて食事を取っていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：40 以降

昼食 12：00 以降

夕食 18：00 以降

③ 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員を中心に多職種の職員が連携してご契約者個々の心身状況に応じた個別機能訓練計画を作り、計画的に機能訓練を行い加齢や既往症に伴う心身機能の低下や減退を防ぎ、日常生活を営むのに必要な心身機能の維持や安定に努めます。
- ・ 個別機能訓練実施においては必要に応じて各利用者・ご家族に対し、その計画の内容を説明し、記録の整備を図り、閲覧が行なえるようにいたします。
- ・ 個別機能訓練実施については全てのご契約者に対して実施することを原則といたしますが、ご家族のご意見やご契約者の心身の状況等により実施が困難な場合は必要に応じて訓練を見合わせる場合がございます。

⑥ 健康管理・感染症、食中毒予防

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・ 施設ではご契約者を感染症や食中毒から守るべく、その予防及び蔓延予防のための対策を検討するため幅広い職種により構成する委員会を設置します。委員会では予防や感染防止の為の行動規範となる指針を定め、衛生管理の徹底、環境整備、衛生的なケアの提供、発生時における迅速な対応による感染拡大の防止が行なえるよう施設内外での定期的で継続した研修・勉強会を行い、ご契約者が安心して生活できるように努めてまいります。

⑦ 心身機能の重度化への対応

- ・ ご契約者の心身機能の衰えや重度化は年月を重ねることで避けられぬものもあります。それに伴い、医療的な処置の検討や対応は増加するものと思われます。これを受け当施設では緊急時の対応、必要に応じた健康上の管理が速やかに適正なかたちで行なえるよう看護責任者を定め、24 時間の連絡体制を実施し、協力医療機関との連携を図っていきます。
- ・ 褥瘡（床ずれ）が発生しないように適切な介護・看護を行なうように努めます。又、褥瘡（床ずれ）が発生する可能性の高いご契約者には事前に対策を講じるなど予防のための体制を整備しケア計画にのせます。
- ・ 継続的な教育、研修を行い専門知識や介護技術の向上を図ることで日常におけるケアの質を高め褥瘡（床ずれ）発生の予防に努めます。

⑧ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕は着替えを行います。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、個別的な整容を援助します。
- ・ 教養娯楽設備を整え、適宜レクリエーションを行い、施設での生活を実りあるものとなるよう努めます。

⑨ ご契約者の尊厳に十分配慮した終末期の看取り介護について

長い生活の中でいつかは訪れるであろう終末期において、当施設では医師の診断のもと回復の見込みがないと判断された場合、医師及び看護責任者よりご家族に内容や経過等を充分にご説明いたします。医師は看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員や介護支援専門員を通じ日時を定め、施設において看取り介護についてのご説明を致します。この説明を受けた上でご家族は当施設や自宅で看取り介護を受けられるのか、医療機関に入院されるかの選択をご検討していただくことになります。医療機関への入院を希望される場合、施設は入院に向けた支援を継続的に行ないます。施設や自宅での看取り介護を希望される場合は医師、看護職員、介護支援

専門員、介護職員、相談員、栄養士等と協同して看取り介護の計画を作成した上で、随時ご本人やご家族へ説明と同意を得ながら、看取り体制のもと全職員でご契約者が尊厳を持つひとりの人間として安らかな時を迎えられるよう努め、ご契約者、ご家族の支えになれるように身体的・精神的支援に努めます。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・居室に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	8,245 円	8,993 円	9,794 円	10,552 円	11,289 円
2. うち、介護保険から 給 付 さ れ る 金 額	1 割負担者 7,421 円	1 割負担者 8,094 円	1 割負担者 8,854 円	1 割負担者 9,497 円	1 割負担者 10,160 円
	2 割負担者 6,596 円	2 割負担者 7,194 円	2 割負担者 7,835 円	2 割負担者 8,442 円	2 割負担者 9,031 円
	3 割負担者 5,772 円	3 割負担者 6,295 円	3 割負担者 6,856 円	3 割負担者 7,386 円	3 割負担者 7,902 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	1 割負担者 824 円	1 割負担者 899 円	1 割負担者 979 円	1 割負担者 1,055 円	1 割負担者 1,129 円
	2 割負担者 1,649 円	2 割負担者 1,799 円	2 割負担者 1,959 円	2 割負担者 2,110 円	2 割負担者 2,258 円
	3 割負担者 2,473 円	3 割負担者 2,698 円	3 割負担者 2,938 円	3 割負担者 3,166 円	3 割負担者 3,387 円
4. 居室に係る負担額	2,190 円				
5. 食事に係る負担額	2,000 円				
6. 自 己 負 担 額 合 計 （ 3 ＋ 4 ＋ 5 ）	1 割負担者 5,014 円	1 割負担者 5,089 円	1 割負担者 5,169 円	1 割負担者 5,245 円	1 割負担者 5,319 円
	2 割負担者 5,839 円	2 割負担者 5,989 円	2 割負担者 6,149 円	2 割負担者 6,300 円	2 割負担者 6,448 円
	3 割負担者 6,663 円	3 割負担者 6,888 円	3 割負担者 7,128 円	3 割負担者 7,356 円	3 割負担者 7,577 円

- ☆ 上記の自己負担合計金額（一日あたり）には、それぞれ要介護度に応じての割負担額と法令に定められたサービス加算〔日常生活継続支援加算（46 円/日）、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ（12 単位/日）〕夜勤職員配置加算Ⅳ2（21 単位/日）、個別機能訓練加算（12 単位）、栄養マネジメント強化加算（11 単位）を合算したものを記載しております。
- ☆ 科学的介護推進体制加算Ⅱ（50 単位/月）、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3 単位/月）、個別機能訓練加算Ⅱ（20 単位/月）、協力医療機関連携体制加算Ⅰ（50 単位/月）、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位合計×0.14）は月単位になりますので、上記の自己負担合計金額には含まれておりません。
- ☆ 看取り介護加算は、ご家族又はご本人の同意を得た上で提供されるものです。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定毎に記載している負担限度額とします。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）で、なおかつ預貯金等の金額に応じて、居住費・食費の負担が軽減されます。

負担段階	対象者
第1段階	世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円(夫婦 2,000 万円)以下の方
第2段階	世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等(※1) 80 万円以下の方かつ、預貯金等が単身で 650 万円(夫婦で 1,650 万円)以下の方
第3段階①	世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方かつ、預貯金等が単身で 550 万円(夫婦で 1,550 万円)以下の方
第3段階②	世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等 120 万円超の方かつ、預貯金等が単身で 500 万円(夫婦で 1,500 万円)以下の方

※1 公的年金収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

負担段階	居住費		食費	
	日額	月額	日額	月額
第1段階	880 円	27,280 円	300 円	9,300 円
第2段階	880 円	27,280 円	390 円	12,090 円
第3段階①	1,370 円	42,470 円	650 円	20,150 円
第3段階②	1,370 円	42,470 円	1,360 円	42,160 円
基準費用額 (負担限度額認定の対象でない方)	2,190 円	67,890 円	2,000 円	62,000 円

〔月額概数（31 日計算）〕

◇ ご契約者が、外泊又は短期入院をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金（外泊時費用）は、介護保険 1 割負担者は 263 円、2 割負担者は 526 円、3 割負担者は 789 円です。

※ 外泊・入院等で居室を空けておく場合（1 ヶ月につき 6 日、月をまたぐ場合は最大 12 日）

※ 居住費については、外泊及び入院時（3 ヶ月）も、お部屋を確保しておく場合は 1 日 1,800 円を徴収させていただきます。（この場合、同意を得ての契約となります。）

但し、当施設が空きベッド（短期入所生活介護）として利用する場合は徴収いたしません。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

当施設「入居料金表」参照

※契約書第 20 条に定める所定の料金（居室の明渡し—精算—）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の 要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	8,245 円	8,993 円	9,794 円	10,552 円	11,289 円

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第 6 条）

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 27 日に指定口座より引き落としさせていただきます。

(4) 入居中の医療の提供について

病状の急変・悪化等を含めて医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関で優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	湘南鎌倉総合病院
所在地	神奈川県鎌倉市岡本 1370-1
診療科	総合診療科目・内科・外科・整形外科 他

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	うえだ歯科植木診療所
所在地	神奈川県鎌倉市植木 361-3

③ 緊急時の対応方法

※ご家族への連絡がとれない場合、又は病状が急を要する場合は施設の判断で湘南鎌倉総合病院への搬送となりますことを予めご承知下さい。

※緊急連絡先に変更がありました時には、ご連絡をお願い致します。

6. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、（契約書第 14 条参照）のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条, 第 16 条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、契約書第 15 条, 第 16 条の事項に該当する場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）
契約書第 17 条の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 入院等、短期入院の場合

- ② 1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担（介護保険一割負担者は 263 円、二割負担者は 526 円、三割負担者は 789 円）いただきます。

③ 記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設入所することができます。

④ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を、ご契約者に対して速やかに行ないます。

7. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

- ・ 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。
- ・ 入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。
- ・ 当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。
- ・ 引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。
- ・ 契約者からの預かり金等管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとしします。

8. 相談・苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

社会福祉法 82 条の規定により、特別養護老人ホーム かまくら愛の郷ではご入居者、ご家族様よりの相談・苦情に適切に対応する体制を整えております。

特別養護老人ホーム かまくら愛の郷におけるご相談・苦情については、解決責任者、受付担当者、相談・苦情対応委員会及び第三者委員を置き利用者、ご家族様からの相談・苦情に対応します。

(1) 当施設における相談・苦情の受付

- 相談・苦情解決責任者 施設長 櫻井 健一
- 相談・苦情受付解決担当者 介護支援専門員 山田 清美
- 相談・苦情対応委員会

全職種より代表の職員 6 名にて構成

連絡先・・・社会福祉法人 湘南愛心会 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷

TEL 0467 (41) 1122

- 受付時間 月曜日～土曜日（祝・祭日除く） 8時30分～17時00分

〈相談・苦情受付の流れ〉

- ・ 相談・苦情がある場合は、受付事務所が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付を致します。又、第三者委員へ直接申し出ることもできます。
施設内数箇所に相談箱を設置しておりますので相談箱への投函もご利用下さい。
- ・ 受付担当者が相談・苦情を受付後、解決責任者及び第三者委員へ報告し内容を確認した後、申し出人に対して受け付けた旨を通知いたします。
- ・ 解決責任者へ報告された後、解決責任者が相談・苦情対応委員会を招集します。メンバーは、介護支援専門員、生活相談員、介護職、看護職、事務員等の全職種から代表された職員8名によって構成され、相談・苦情に対して誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。
- ・ 相談・苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
第三者の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア. 相談・苦情内容の確認
 - イ. 解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ・ 第三者委員としては、民生委員・児童委員、税理士、大学教授、監事等の中立、公正な立場にある方が相談・苦情解決にあたります。
- ・ 当施設内にて解決できない場合は、下記の公的機関においても苦情申し出ができます

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

神奈川県 高齢福祉課 福祉施設グループ	所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1 電話番号 045-210-4851
鎌倉市役所 介護保険課	所在地 神奈川県鎌倉市御成町 18-10 電話番号 0467-23-3950
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447

9. 事故発生の防止と発生時の対応

- ・ 入居されている皆様が安全に生活できるように事故発生の防止や発生時の対応・再発防止等に向けての指針を策定し、専任の安全対策担当者を中心に各職種で構成する事故発生防止のための委員会を設けます。
- ・ 指針に基づき事故防止及び再発防止に向け必要な知識の普及や啓発のため、定期的な職員教育を施設内外で実施し、安全管理の徹底を図ります。
- ・ 万が一、事故が発生した場合には直ちに所属長への報告と関係者より適格な指示を受け迅速に必要な処置を講じる。同時に速やかに、ご家族への連絡を行い状況の説明をさせていただきます。

10. 非常災害時対策

施設は、災害防止と入居者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入居者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるための定期的な初期消火・避難誘導その他必要な訓練を行なうものとする。

〈災害時の対応〉

別途定める「特別養護老人ホームかまくら愛の郷 消防計画」にのっとり迅速に対応致します。

(近隣との協力関係)

鎌倉消防署・玉縄消防出張所と連絡・情報交換等を行なっています。

当施設理事、評議員（地域住民）により、消防計画等を地域住民の皆様へ周知・啓蒙を図っていただいています。

(平常時の訓練)

別途定める「特別養護老人ホームかまくら愛の郷 消防計画」にのっとり、毎月定期的に行なう職員自主防災訓練や、入居者、ショート利用者の方々に参加していただき、年2回所轄消防署指導による日昼、夜間の火災や非常事態を想定した総合防災訓練を実施しています。

(防災設備)

1. 屋内消火器	45 組
2. 街頭消火器	2 本
3. 火災通報設備	1 組
4. 自動火災通報設備	1 組
5. スプリンクラー	

カーテンは不燃性織製で防災機能を有しているものを使用しています。

(消防計画等)

鎌倉市消防署への届け出日：平成 27 年 8 月 28 日

防災管理責任者： 櫻井 健一

11. 虐待防止の措置

施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 「虐待防止の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて虐待の発生又は、再発の防止に努める。
- ② 虐待防止委員会を2月に1回開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- ③ 虐待の発生又は、再発の防止する為の研修を年に2回開催する。
- ④ 施設は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ⑤ 虐待防止責任者 氏名 櫻井 健一 (施設長)

12. 身体拘束等の適正化について

施設は、サービスの提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- ② 「身体拘束適正化の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて身体拘束廃止等の適正化に努める。
- ③ 身体拘束適正化委員会を2月に1回開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する
- ④ 身体拘束等の適正化の為の研修を年に2回開催する。

13. 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- ② 施設は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を年2回開催する。また、訓練を年2回実施するものとする。
- ③ 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホームかまくら愛の郷
(説明者)

職 名 事務係長

氏 名 川出 寛子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意・交付を受けました。

(利用者)

住所

氏 名 印

(代筆の場合)

代筆者氏名 印

本人との関係 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号(平成 11 年 3 月 31 日)第 4 条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- | | | |
|-----------------|------------------------|---------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 地上 5 階 |
| (2) 建物の延床面積 | 6892.06 m ² | |
| (3) 併設事業 | | |
| ・[予防][短期入所生活介護] | 平成 20 年 6 月 1 日 | 定員 20 名 |
| ・[通所型][通所介護] | 平成 20 年 5 月 1 日 | 定員 30 名 |

2. 契約締結からサービス提供までの流れ(契約書第 3 条)

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ④ 当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)は施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当する。

- ⑤ その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ⑥ 施設サービス計画は、入居1ヶ月後（暫定）、更新時、区分変更時、その他状態の変化により必要のある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ⑦ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条, 第9条）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態に不具合が生じた場合には、看護職員は医療上の適切な判断をし、医師への連携や必要に応じた対処を行いません。
- ③ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご自身または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録の記載やご家族への説明等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ ご契約者が受けている、要介護認定の有効期間満了日の60日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じた閲覧や、複写物の交付もします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、入居されている皆様の共同生活の場として、快適性や安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 所持品の持込み

入居ベッドを除き、原則自由としますが、大きな家具などは緊急時の際の障害にもなりかねませんのでご遠慮下さい。（又はあらかじめご相談下さい。）

(2) 面会

- ・ 面会時間 9:00～19:00

- ・ 来訪者は、その都度面会簿への記入をお願いします。
- ・ 面会者、ご家族様の宿泊も自由にできます。あらかじめお申し出下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第 22 条）

- ・ 外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
（身体状況などにより許可できない場合もあります。）
- ・ 外泊については、1 ヶ月 6 日間は、1 日につき介護保険一割負担者は 263 円、二割負担者は 526 円、三割負担は 789 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2 時間前までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書〈サービス利用料金〉に定める「食事に係る自己負担額」は所得に応じて減免されます。

(5) 金銭・貴重品の管理

原則お持ちにならないで下さい。万が一お手元で保管されますと目が届きかねますので、ご家族か施設にお預け下さいますようお願い申し上げます。

(6) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行ないます。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません

(7) 喫煙

施設内の全域において禁煙としています。

5. 損害賠償について（契約書第 11 条, 第 12 条）

当施設において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。又、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 日常生活費の受領に係る同意について（契約者第5条）

日常生活費とは、介護給付対象となる利用料とは別に契約者から支払いを受けることができる費用です。契約者又は家族の希望により契約者の口座より支払うことを委任された場合、当施設にて支払いを代行いたします。

7. 個人情報の保護について

施設サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当会議、介護支援専門員との連絡調整において必要な場合にのみ使用させていただきます。